滋賀県感染症対策連携協議会設置要綱

（目的）

第１条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。）第 10 条の２第１項の規定に基づき、感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、滋賀県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）　感染症の予防計画に関すること

（２）　感染症の発生の予防およびまん延の防止に必要な事項に関すること

（３）　前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織）

第３条　協議会は、別表１に掲げる団体に属する者をもって組織する。

（座長および副座長）

第４条　協議会に、座長および副座長を置く。

２　座長は、構成員の互選によって決定する。

３　副座長は、座長の指名によって決定する。

４　座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

５　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、必要に応じ座長が招集し、その議長となる。

２　座長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会の設置）

第６条　座長は協議事項に関し専門的な検討を行うため、次のとおり部会を置く。

部　会　名　称	検　討　事　項
①　検査・発熱外来体制検討部会	・地方衛生研究所と民間検査機関の役割 ・検査措置協定の内容 ・圏域毎の必要な検査機関、発熱外来医療機関数 ・医療措置協定（発熱外来）の内容 （流行初期医療確保措置含む） ・人材育成（病院・診療所・検査所）　等
②　入院・移送体制検討部会	・各段階の確保病床数 ・各病院の病床の割当数 ・一種協定の内容（流行初期医療確保措置含む） ・民間事業者・消防との移送協定の内容

	・後方支援医療機関の支援内容 ・人材育成（病院・有床診療所）　等
③ 外出自粛対象者医療提供体制 ・療養生活環境整備検討部会	・健康観察の方法および体制 （特に配慮を要する患者含む） ・健康観察や生活支援等における市町、関係機関、団体との連携 ・医療措置協定（施設医、訪問診療・訪問看護、薬局、県設置の宿泊施設の療養者への医療提供）の内容 ・人材育成（施設・訪問看護事業者）　等

２　部会は、別表２に掲げる団体に属する者から座長が指名し、組織する。
３　部会に部会長を置き、構成員の互選によって決定する。
４　部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
５　部会での協議事項については協議会に報告する。
６　部会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
７　部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する構成員がその職務を代行する。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、健康医療福祉部感染症対策所管課において処理する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定める。

付則
この要綱は、令和５年６月 30 日より施行する。
この要綱は、令和５年７月 18 日より施行する。
この要綱は、令和６年８月 22 日より施行する。

別表１（構成員）

機関・団体等
一般社団法人滋賀県医師会
一般社団法人滋賀県病院協会
一般社団法人滋賀県歯科医師会
一般社団法人滋賀県薬剤師会
公益社団法人滋賀県看護協会
公益社団法人滋賀県臨床検査技師会
公益社団法人滋賀県獣医師会
滋賀県医薬品卸協会
一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
滋賀県児童成人福祉施設協議会
消防長会
大津市
市長会
町村会
滋賀医科大学
第一種感染症指定医療機関
第二種感染症指定医療機関
滋賀県立総合病院
保健所長会
滋賀県

別表２（各部会構成員）

機関・団体等	部会①	部会②	部会③
一般社団法人滋賀県医師会	○	○	○
一般社団法人滋賀県病院協会	○	○	○
一般社団法人滋賀県歯科医師会			○
一般社団法人滋賀県薬剤師会	○		○
公益社団法人滋賀県看護協会		○	○
公益社団法人滋賀県臨床検査技師会	○		
公益社団法人滋賀県獣医師会			○
一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会			○
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会			○
滋賀県児童成人福祉施設協議会			○
消防長会		○	
大津市	○	○	○
市長会			○
町村会			○
滋賀医科大学	○	○	○
第一種感染症指定医療機関	○	○	○
第二種感染症指定医療機関	○	○	○
滋賀県立総合病院	○	○	○
保健所長会	○	○	○
滋賀県	○	○	○